省　令

○国土交通省令第二十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十一項、第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七条第一項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百十四条中第二十一号の五を第二十一号の六とし、第二十一号の四を第二十一号の五とし、第二十一号の三を第二十一号の四とし、第二十一号の二の次に次の一号を加える。

二十一の三　航空機接近警告灯（地上走行中の航空機に滑走路に入る前に当該滑走路から離陸し、又は当該滑走路に着陸しようとする他の航空機の接近を示すために設置する灯火）

第百十七条第一項第一号の第一表高速離脱用誘導路指示灯の項の次に次のように加える。

航空機接近警告灯	×

第百十七条第一項第三号ナ（三）備考中「以下」の次に「このナにおいて」を加え、同号中キをユとし、ムからサまでをウからキまでとし、ラの次に次のように加える。

ム　航空機接近警告灯

(一)　灯器は、次により設置すること。

a　滑走路に入る前に一時停止すべき位置から当該滑走路の境界線までの間において、誘導路中心線上に、曲線部分及びその付近にあつてはその曲線部分が明らかに標示できる間隔に、その他の部分にあつては十五メートル以下のほぼ等間隔に設置すること。

b　滑走路中心線上当該滑走路に入ろうとする地上走行中の航空機から最も見やすい位置に一個設置すること。

(二)　灯光は、航空赤の不動光であること。

(三)　光柱は、次に掲げるものであること。

a　誘導路に設置するものの光柱は、地上走行中の航空機から次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ最小限同表下欄の範囲で見えるものであること。

区分	光柱の範囲
直線区間	方位角において、光源の中心を含み、かつ、誘導路中心線又は誘導路中心線の接線を含む鉛直面から左右それぞれ十九・二五度までの範囲及び光源の中心を含む水平面の上方一度から十度までの範囲
曲線区間	方位角において、光源の中心を含み、かつ、誘導路中心線の接線を含む鉛直面から当該誘導路中心線側へ三十五度まで及びその反対側へ三・五度までの範囲並びに光源の中心を含む水平面の上方一度から十度までの範囲

備考　一　直線区間とは、誘導路の直線部分及び誘導路の曲線部分のうち曲率半径が四百メートルを超える部分をいう。以下このムにおいて同じ。

二　曲線区間とは、誘導路の曲線部分のうち直線区間以外の部分をいう。以下このムにおいて同じ。

b　滑走路に設置するものの光柱は、当該滑走路に入ろうとする地上走行中の航空機から必要かつ十分な範囲で見えるものであること。

(四)　光柱光度は、誘導路のうち直線区間に設置するものにあつては二百カンデラ以上、曲線区間に設置するものにあつては百カンデラ以上であり、滑走路に設置するものにあつては二百カンデラ以上であること。

(五)　配光は、航空機にまぶしさを与えないものであること。

(六)　灯器は、その上を航空機の車輪が通過してもそれに耐える構造のものであり、かつ、航空機の地上走行に支障のないように設置すること。

(七)　制御装置を設備すること。

(八)　監視装置を設備すること。

(九)　予備電源設備を有すること。

第百二十六条第十一号中「飛行場灯台」の下に「、航空機接近警告灯及び駐機位置指示灯」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年四月四日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第十六号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政運営担当の項9及び10中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十五年三月十八日から施行する。